

朝倉光陽高校 部活動実施ガイドライン

令和2年5月27日

生徒指導部

福岡県教育委員会からの通知に基づき、朝倉光陽高校における学校再開後の部活動実施について、以下のよう定める。

- 1 部活動再開に当たって、部顧問が本人・保護者から活動参加についての同意を必ず得るものとする。保護者の同意確認は電話で行う。その際、活動再開後の方針について説明すること。
- 2 活動前と活動終了後に、必ず顧問が部員に対して手指の消毒または手洗いをを行う（させる）ものとする。また、休憩時の手洗いを励行する。
- 3 部員がよく手に触れるものに対する消毒は、部顧問が責任を持って行う。部顧問が消毒の指導監督をする（立ち会う）場合は、部員に消毒させてもよい。
- 4 給水用のボトルやコップ、タオル等は共用しないものとする。共用せざるをえない道具・機器（トレーニング機器等）は使用前後に消毒を行う。
- 5 室内で活動を行う場合は、必ず窓を開けて十分に換気を行う。
- 6 室内で活動する場合は人数制限を設ける。
 - (1) 運動部活動の人数制限の基準は1名／25㎡とする。
体育館：41人 研修室：5人 卓球場：13人 柔道場：8人
弓道場：7人
 - (2) 文化部活動の人数制限の基準は授業と同等（1教室30名以内）とする。
- 7 対面（正面に向き合う）・対人（相手との密着状態）での活動・練習は行わないものとする。マスクについて、運動部活動は体育の授業に準じる（活動中はマスクを着用しない）。
- 8 部室の使用は必要最低限とし、更衣後すぐに退室するものとする。顧問は部員の退室まで指導監督する。
- 9 練習試合や合同練習は、原則禁止とする。必要がある場合は事前に学校に申請し許可を得るものとする。ただし、規模や実施地域の状況によっては許可を得られないことは十分にあり得る。

※ 当分の間、本ガイドラインに従って部活動を行うが、新型コロナウイルスの感染状況や社会情勢等の変化に伴い、適宜変更する。